

監査報告書

令和 2年 6月18日

国立大学法人北海道教育大学
学長 蛇穴 治夫 殿

国立大学法人北海道教育大学

監事 後藤 ひとみ



監事 中尾 進



私ども監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度についての監査を実施しました。

その結果について、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその概要

監事は、本学監事監査規則に基づき、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及びその他の部局において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から監査結果について報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 本学の業務は、法令等に従い適正に実施され、又中期目標の達成に向け、効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- (2) 本学の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び本学の業務の適正を確保するための体制は、適切に整備・運用されているものと認めます。
- (3) 本学の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは規則に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、本学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。

- (6) 利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (7) 事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (8) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

